

平成30年10月4日 開催平成30年度第1回鳥取県国民健康保険運営協議会

資料6

国民健康保険運営協議会の役割と 国民健康保険運営方針について

国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の役割

都道府県に設置される
国保運営協議会

市町村に設置される
国保運営協議会

主な審議事項 ・国保事業費納付金の徴収 保険料水準の統一化に向けた審議 等 ・国保運営方針の作成 等 その他の重要事項	委員 ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表
---	---

主な審議事項	・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

※ 納付金の算定方法についても、納付金の徴収に関する事項に含まれており、必須審議事項とされている。
平成30年度以降においては、納付金の算定方法の一環として、保険料水準の統一化等的重要事項について審議することが想定される。

■ 改正後の国民健康保険法 (抜粋)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るもの)であつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るもの)であつて、…(略)…保険給付、…(略)…保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(…(略)…を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に關して必要な事項は、政令で定める。

都道府県国保運営方針の位置付け

- 国保改革に伴い、国保の保険者としての事務は、都道府県と市町村で役割分担をして行うこととなり、都道府県は財政運営の責任主体として安定的な財政運営に責任を持つとともに、県内市町村の国保事業の広域化や効率化を推進する役割も果たすこととなる。
- そこで、改革後は、都道府県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通の認識の下で実施するとともに、各市町村が国保事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が、国保法第82条の2に基づき、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める。
- 市町村は、国保法第82条の2に基づき、都道府県国保運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努める。

※1 都道府県は、あらかじめ連携会議において議論を重ね、法に基づき市町村の意見を聴いた上で、都道府県に設置する国保運営協議会での議論、諮問・答申を経て、技術的助言として、地域の実情に応じた国保運営方針を定める。

※2 厚生労働省は、地方と協議をしつつ、技術的助言として国保運営方針の策定ガイドラインを作成し、都道府県へ示している。
(平成28年4月28日)

■ 主な記載事項

〈必須事項〉

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

■ 主な記載事項

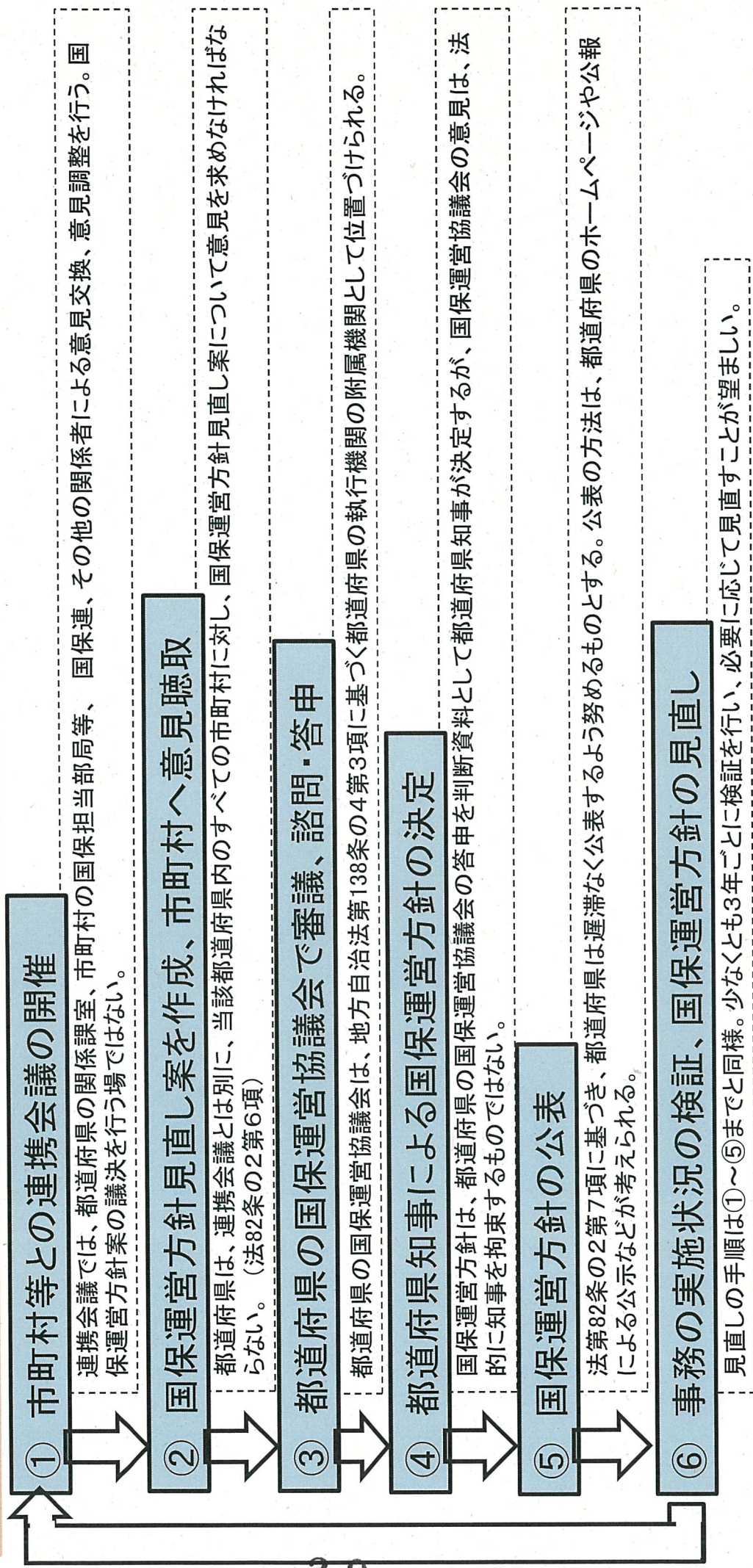
〈任意項目〉

- (5) 医療費適正化に関する事項
・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等
- (6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

全都道府県で策定済み(平成30年3月末現在)

都道府県国保運営方針の見直し手順

○ 国保運営方針の策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくことが重要。このため、以下の手順を基本として、①都道府県・市町村が保険者として運営方針に基づく事務の実施状況等について課題を共有すること、②被保険者、療養担当者、公益、被用者保険等の関係者の意見を聴くことが重要であり、地域の実情に応じて見直しを行う。



① 市町村等との連携会議の開催

連携会議では、都道府県の関係課室、市町村の国保担当部局等、国保連、その他の関係者による意見交換、意見調整を行う。国保運営方針案の議決を行う場ではない。

② 国保運営方針見直し案を作成、市町村へ意見聴取

都道府県は、連携会議とは別に、当該都道府県内のすべての市町村に対し、国保運営方針見直し案について意見を求めなければならない。（法82条の2第6項）

③ 都道府県の国保運営協議会で審議、諮問・答申

都道府県の国保運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく都道府県の執行機関の附属機関として位置づけられる。

④ 都道府県知事による国保運営方針の決定

国保運営方針は、都道府県の国保運営協議会の答申を判断資料として都道府県知事が決定するが、国保運営協議会の意見は、法的に知事を拘束するものではない。

⑤ 国保運営方針の公表

法第82条の2第7項に基づき、都道府県は遅滞なく公表するよう努めるものとする。公表の方法は、都道府県のホームページや公報による公示などが考えられる。

⑥ 事務の実施状況の検証、国保運営方針の見直し

見直しの手順は①～⑤までと同様。少なくとも3年ごとに検証を行い、必要に応じて見直すことが望ましい。

現国保運営方針の対象期間	3年間(32年度)	6年間(35年度)
都道府県数	37	10

※対象期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととしている。